

12月1日から道路交通法が一部改正されました！

道路交通法の改正に伴い、「ながら運転」の厳罰化、運転経歴証明書の取得および運転免許証の再交付の対象が拡大されました。3つの変更点について詳しくご紹介します。

【問い合わせ】▽①について…茨城県警察本部(☎301-0110)▽②③について…茨城県警察本部運転免許センター(☎293-8811)

①携帯電話等による「ながら運転」厳罰化

運転中に携帯電話などを使用すると厳しく処罰・処分されます！

携帯電話などを手に持って通話したり、画面を注視したりした場合、以下のとおり罰せられます(タブレット端末や携帯型ゲーム機を含む)。



改正前

罰則▼5万円以下の罰金
違反点数▼1点
反則金▼▽大型車…7,000円 ▽普通車…6,000円
▽二輪車…6,000円 ▽原付…5,000円

厳罰化

改正後

罰則▼6月以下の懲役または10万円以下の罰金
違反点数▼3点
反則金▼▽大型車…2万5,000円 ▽普通車…1万8,000円
▽二輪車…1万5,000円 ▽原付…1万2,000円

携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせると、即、罰則が適用され、免許停止に！

携帯電話などの使用やカーナビ・カーテレビなどの画面の注視によって、「交通の危険」を生じさせた場合※、以下のとおり罰せられます。

※携帯電話等の使用により交通事故を起こした場合など。

改正前

罰則▼3月以下の懲役または5万円以下の罰金
違反点数▼2点

厳罰化

改正後

罰則▼1年以下の懲役または30万円以下の罰金
違反点数▼6点

②「運転経歴証明書」 取得の対象拡大

免許失効者も取得できるように！

改正前

運転免許証を自主返納した方のみ

改正後

運転免許証を自主返納した方、運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した方

※交付申請は、運転免許証の自主返納や免許失効(平成28年4月1日以後に失効した方に限る)の後5年以内に限られます。

交付申請場所が変わります！

改正前

運転免許証の自主返納を行った都道府県内の所定の場所

改正後

免許失効者も含め、住所地の都道府県内

③「運転免許証再交付」の対象拡大

住所・氏名や写真の変更での再交付が可能に！

改正前

免許証をなくしたり汚したりした場合のみ

改正後

免許証をなくしたり汚したりした場合、および住所・氏名や顔写真を変更する場合

「東海村高齢者運転免許証自主返納支援事業」 を利用される方は…

左記の「運転経歴証明書」取得の対象拡大に伴い、申請に必要な書類等が変更となります。申請の際は▽印鑑▽「申請による運転免許の取消通知書」の写し▽本人の確認ができるもの(マイナンバーカード・パスポート・健康保険証・運転経歴証明書など)——をお持ちの上、環境政策課(役場行政棟4階)へ申し込みください。

【申し込み・問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1456)